

山口県土木工事共通仕様書

令和3年10月

(令和5年4月一部改訂)

山口県土木建築部

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1 適 用	1
1-1-2 用語の定義	1
1-1-3 設計図書の照査等	5
1-1-4 施工計画書	5
1-1-5 コリズ(CORINS)への登録	6
1-1-6 監督職員	6
1-1-7 工事用地等の使用	7
1-1-8 工事の着手	7
1-1-9 工事の下請負	7
1-1-10 施工体制台帳	7
1-1-11 受発注間の情報共有	8
1-1-12 受注者相互の協力	8
1-1-13 調査・試験に対する協力	8
1-1-14 工事の一時中止	9
1-1-15 設計図書の変更	9
1-1-16 工期変更	9
1-1-17 支給材料及び貸与品	10
1-1-18 工事現場発生品	10
1-1-19 建設副産物	11
1-1-20 工事完成図	11
1-1-21 工事完成検査	11
1-1-22 出来形検査等	12
1-1-23 部分使用	13
1-1-24 施工管理	13
1-1-25 履行報告	14
1-1-26 工事関係者に対する措置請求	14
1-1-27 工事中の安全確保	14
1-1-28 爆発及び火災の防止	16
1-1-29 後片付け	17
1-1-30 事故報告書	17

1-1-31	環境対策	17
1-1-32	文化財の保護	19
1-1-33	交通安全管理	20
1-1-34	施設管理	22
1-1-35	諸法令の遵守	22
1-1-36	官公庁等への手続等	24
1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	25
1-1-38	工事測量	25
1-1-39	不可抗力による損害	25
1-1-40	特許権等	26
1-1-41	保険の付保及び事故の補償	26
1-1-42	臨機の措置	27
1-1-43	技能士の活用	27
1-1-44	示方書等の適用	27
第2章	土 工	28
第1節	適 用	28
第2節	適用すべき諸基準	28
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	28
第4節	道路土工	34
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	41
第1節	適 用	41
第2節	適用すべき諸基準	41
第3節	レディーミクストコンクリート	42
第4節	コンクリートミキサー船	44
第5節	現場練りコンクリート	44
第6節	運搬・打設	46
第7節	鉄筋工	51
第8節	型枠・支保	54
第9節	暑中コンクリート	55
第10節	寒中コンクリート	56
第11節	マスコンクリート	58
第12節	水中コンクリート	58
第13節	水中不分離性コンクリート	60
第14節	プレパックドコンクリート	62
第15節	袋詰コンクリート	64

第2編 材 料 編	65
第1章 一般事項	65
第1節 適 用	65
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	65
第2章 土木工事材料	67
第1節 土	67
第2節 石	67
第3節 骨 材	68
第4節 木 材	78
第5節 鋼 材	78
第6節 セメント及び混和材料	81
第7節 セメントコンクリート製品	85
第8節 瀝青材料	85
第9節 芝及びそだ	89
第10節 目地材料	89
第11節 塗 料	90
第12節 道路標識及び区画線	90
第13節 その他	92
第3編 土木工事共通編	93
第1章 総 則	93
第1節 総 則	93
1-1-1 工程表	93
1-1-2 現場技術員	93
1-1-3 監督職員による確認及び立会等	96
1-1-4 数量の算出	96
1-1-5 工事完成図書の納品	97
1-1-6 技術検査	97
1-1-7 提出書類	97
1-1-8 創意工夫	98
第2章 一般施工	99
第1節 適 用	99
第2節 適用すべき諸基準	99
第3節 共通的工種	100
第4節 基礎工	138

第5節	石・ブロック積（張）工	151
第6節	一般舗装工	154
第7節	地盤改良工	188
第8節	工場製品輸送工	193
第9節	構造物撤去工	193
第10節	仮設工	198
第11節	軽量盛土工	207
第12節	工場製作工（共通）	207
第13節	橋梁架設工	225
第14節	法面工（共通）	227
第15節	擁壁工（共通）	233
第16節	浚渫工（共通）	235
第17節	植栽維持工	236
第18節	床版工	240
第6編 河川編		242
第1章 築堤・護岸		242
第1節	適用	242
第2節	適用すべき諸基準	242
第3節	軽量盛土工	242
第4節	地盤改良工	242
第5節	護岸基礎工	243
第6節	矢板護岸工	243
第7節	法覆護岸工	243
第8節	擁壁護岸工	247
第9節	根固め工	247
第10節	水制工	248
第11節	付帯道路工	249
第12節	付帯道路施設工	249
第13節	光ケーブル配管工	250
第2章 浚渫（河川）		251
第1節	適用	251
第2節	適用すべき諸基準	251
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	251
第4節	浚渫工（グラブ船）	252

第5節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	253
第6節	浚渫土処理工	253
第3章	樋門・樋管	255
第1節	適 用	255
第2節	適用すべき諸基準	255
第3節	軽量盛土工	255
第4節	地盤改良工	255
第5節	樋門・樋管本体工	255
第6節	護床工	259
第7節	水路工	259
第8節	付属物設置工	260
第4章	水 門	262
第1節	適 用	262
第2節	適用すべき諸基準	262
第3節	工場製作工	262
第4節	工場製品輸送工	263
第5節	軽量盛土工	263
第6節	水門本体工	263
第7節	護床工	265
第8節	付属物設置工	265
第9節	鋼管理橋上部工	266
第10節	橋梁現場塗装工	268
第11節	床版工	268
第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	268
第13節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	269
第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	269
第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	270
第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	270
第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	271
第18節	舗装工	271
第5章	堰	273
第1節	適 用	273
第2節	適用すべき諸基準	273
第3節	工場製作工	273
第4節	工場製品輸送工	275

第5節	軽量盛土工	275
第6節	可動堰本体工	275
第7節	固定堰本体工	276
第8節	魚道工	277
第9節	管理橋下部工	277
第10節	鋼管理橋上部工	277
第11節	橋梁現場塗装工	278
第12節	床版工	279
第13節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	279
第14節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	279
第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	279
第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	281
第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	281
第18節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	282
第19節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	282
第20節	付属物設置工	283
第6章	排水機場	284
第1節	適 用	284
第2節	適用すべき諸基準	284
第3節	軽量盛土工	284
第4節	機場本体工	284
第5節	沈砂池工	286
第6節	吐出水槽工	288
第7章	床止め・床固め	290
第1節	適 用	290
第2節	適用すべき諸基準	290
第3節	軽量盛土工	290
第4節	床止め工	290
第5節	床固め工	292
第6節	山留擁壁工	294
第8章	河川維持	296
第1節	適 用	296
第2節	適用すべき諸基準	296
第3節	巡視・巡回工	296
第4節	除草工	297

第5節	堤防養生工	297
第6節	構造物補修工	298
第7節	路面補修工	299
第8節	付属物復旧工	300
第9節	付属物設置工	300
第10節	光ケーブル配管工	300
第11節	清掃工	301
第12節	植栽維持工	301
第13節	応急処理工	301
第14節	撤去物処理工	301
第9章	河川修繕	302
第1節	適用	302
第2節	適用すべき諸基準	302
第3節	軽量盛土工	302
第4節	腹付工	302
第5節	側帯工	303
第6節	堤脚保護工	303
第7節	管理用通路工	303
第8節	現場塗装工	304
第7編	河川海岸編	306
第1章	堤防・護岸	306
第1節	適用	306
第2節	適用すべき諸基準	306
第3節	軽量盛土工	306
第4節	地盤改良工	307
第5節	護岸基礎工	307
第6節	護岸工	309
第7節	擁壁工	311
第8節	天端被覆工	311
第9節	波返工	312
第10節	裏法被覆工	312
第11節	カルバート工	313
第12節	排水構造物工	313
第13節	付属物設置工	315
第14節	付帯道路工	316

第15節	付帯道路施設工	316
第2章	突堤・人工岬	318
第1節	適用	318
第2節	適用すべき諸基準	318
第3節	軽量盛土工	318
第4節	突堤基礎工	318
第5節	突堤本体工	320
第6節	根固め工	324
第7節	消波工	324
第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	325
第1節	適用	325
第2節	適用すべき諸基準	325
第3節	海域堤基礎工	325
第4節	海域堤本体工	326
第4章	浚渫（海岸）	327
第1節	適用	327
第2節	適用すべき諸基準	327
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	327
第4節	浚渫工（グラブ船）	328
第5節	浚渫土処理工	328
第5章	養浜	329
第1節	適用	329
第2節	適用すべき諸基準	329
第3節	軽量盛土工	329
第4節	砂止工	329
第8編	砂防編	331
第1章	砂防堰堤	331
第1節	適用	331
第2節	適用すべき諸基準	331
第3節	工場製作工	331
第4節	工場製品輸送工	332
第5節	軽量盛土工	332
第6節	法面工	332
第7節	仮締切工	333
第8節	コンクリート堰堤工	333

第9節	鋼製堰堤工	336
第10節	護床工・根固め工	337
第11節	砂防堰堤付属物設置工	337
第12節	付帯道路工	338
第13節	付帯道路施設工	338
第2章	流路	339
第1節	適用	339
第2節	適用すべき諸基準	339
第3節	軽量盛土工	339
第4節	流路護岸工	339
第5節	床固め工	340
第6節	根固め・水制工	340
第7節	流路付属物設置工	341
第3章	斜面对策	342
第1節	適用	342
第2節	適用すべき諸基準	342
第3節	軽量盛土工	342
第4節	法面工	342
第5節	擁壁工	344
第6節	山腹水路工	345
第7節	地下水排除工	346
第8節	地下水遮断工	347
第9節	抑止杭工	347
第10節	斜面对策付属物設置工	348
第11節	急傾斜地崩壊防止の安全管理	348
第9編	ダム編	350
第1章	コンクリートダム	350
第1節	適用	350
第2節	適用すべき諸基準	350
第3節	掘削工	350
第4節	ダムコンクリート工	351
第5節	型枠工	357
第6節	表面仕上げ工	358
第7節	埋設物設置工	358
第8節	パイプクーリング工	359

第9節	プレケーリング工	360
第10節	継目グラウチング工	361
第11節	閉塞コンクリート工	363
第12節	排水及び雨水等の処理	363
第2章	フィルダム	364
第1節	適 用	364
第2節	適用すべき諸基準	364
第3節	掘削工	364
第4節	盛立工	365
第3章	基礎グラウチング	369
第1節	適 用	369
第2節	適用すべき諸基準	369
第3節	ボーリング工	369
第4節	グラウチング工	370
第10編	道 路 編	372
第1章	道路改良	372
第1節	適 用	372
第2節	適用すべき諸基準	372
第3節	工場製作工	373
第4節	地盤改良工	373
第5節	法面工	373
第6節	軽量盛土工	374
第7節	擁壁工	374
第8節	石・ブロック積（張）工	375
第9節	カルバート工	375
第10節	排水構造物工（小型水路工）	376
第11節	落石雪害防止工	379
第12節	遮音壁工	380
第2章	舗装	382
第1節	適 用	382
第2節	適用すべき諸基準	382
第3節	地盤改良工	383
第4節	舗装工	383
第5節	排水構造物工（路面排水工）	384
第6節	縁石工	386

第7節	踏掛版工	386
第8節	防護柵工	387
第9節	標識工	388
第10節	区画線工	389
第11節	道路植栽工	389
第12節	道路付属施設工	392
第13節	橋梁付属物工	394
第3章	橋梁下部	395
第1節	適 用	395
第2節	適用すべき諸基準	395
第3節	工場製作工	396
第4節	工場製品輸送工	397
第5節	軽量盛土工	397
第6節	橋台工	397
第7節	R C橋脚工	398
第8節	鋼製橋脚工	399
第9節	護岸基礎工	401
第10節	矢板護岸工	401
第11節	法覆護岸工	402
第12節	擁壁護岸工	403
第4章	鋼橋上部	404
第1節	適 用	404
第2節	適用すべき諸基準	404
第3節	工場製作工	404
第4節	工場製品輸送工	405
第5節	鋼橋架設工	406
第6節	橋梁現場塗装工	407
第7節	床版工	407
第8節	橋梁付属物工	407
第9節	歩道橋本体工	408
第10節	鋼橋足場等設置工	409
第5章	コンクリート橋上部	410
第1節	適 用	410
第2節	適用すべき諸基準	410
第3節	工場製作工	411
第4節	工場製品輸送工	411

第5節	PC橋工	412
第6節	プレビーム桁橋工	413
第7節	PCホロースラブ橋工	415
第8節	RCホロースラブ橋工	416
第9節	PC版桁橋工	417
第10節	PC箱桁橋工	417
第11節	PC片持箱桁橋工	418
第12節	PC押し箱桁橋工	420
第13節	橋梁付属物工	421
第14節	コンクリート橋足場等設置工	421
第6章	トンネル（NATM）	422
第1節	適用	422
第2節	適用すべき諸基準	422
第3節	トンネル掘削工	423
第4節	支保工	424
第5節	覆工	426
第6節	インバート工	428
第7節	坑内付帯工	429
第8節	坑門工	429
第9節	掘削補助工	430
第7章	コンクリートシェッド	432
第1節	適用	432
第2節	適用すべき諸基準	432
第3節	プレキャストシェッド下部工	433
第4節	プレキャストシェッド上部工	434
第5節	RCシェッド工	435
第6節	シェッド付属物工	436
第8章	鋼製シェッド	437
第1節	適用	437
第2節	適用すべき諸基準	437
第3節	工場製作工	438
第4節	工場製品輸送工	438
第5節	鋼製シェッド下部工	438
第6節	鋼製シェッド上部工	440
第7節	シェッド付属物工	441
第9章	地下横断歩道	442

第1節	適 用	442
第2節	適用すべき諸基準	442
第3節	開削土工	442
第4節	地盤改良工	443
第5節	現場打構築工	443
第10章	地下駐車場	445
第1節	適 用	445
第2節	適用すべき諸基準	445
第3節	工場製作工	445
第4節	工場製品輸送工	445
第5節	開削土工	446
第6節	構築工	446
第7節	付属設備工	447
第11章	共同溝	448
第1節	適 用	448
第2節	適用すべき諸基準	448
第3節	工場製作工	448
第4節	工場製品輸送工	449
第5節	開削土工	449
第6節	現場打構築工	449
第7節	プレキャスト構築工	450
第8節	付属設備工	451
第12章	電線共同溝	452
第1節	適 用	452
第2節	適用すべき諸基準	452
第3節	舗装版撤去工	452
第4節	開削土工	452
第5節	電線共同溝工	453
第6節	付帯設備工	454
第13章	情報ボックス工	455
第1節	適 用	455
第2節	適用すべき諸基準	455
第3節	情報ボックス工	455
第4節	付帯設備工	455
第14章	道路維持	457

第1節	適 用	457
第2節	適用すべき諸基準	457
第3節	巡視・巡回工	458
第4節	舗装工	459
第5節	排水構造物工	463
第6節	防護柵工	463
第7節	標識工	464
第8節	道路付属施設工	465
第9節	軽量盛土工	465
第10節	擁壁工	466
第11節	石・ブロック積（張）工	466
第12節	カルバート工	466
第13節	法面工	467
第14節	橋梁床版工	467
第15節	橋梁付属物工	470
第16節	横断歩道橋工	471
第17節	現場塗装工	472
第18節	トンネル工	473
第19節	道路付属物復旧工	474
第20節	道路清掃工	475
第21節	植栽維持工	477
第22節	除草工	478
第23節	冬期対策施設工	478
第24節	応急処理工	479
第15章	雪 寒	480
第1節	適 用	480
第2節	適用すべき諸基準	480
第3節	除雪工	480
第16章	道路修繕	485
第1節	適 用	485
第2節	適用すべき諸基準	485
第3節	工場製作工	486
第4節	工場製品輸送工	487
第5節	舗装工	487
第6節	排水構造物工	488
第7節	縁石工	488

第8節	防護柵工	489
第9節	標識工	489
第10節	区画線工	490
第11節	道路植栽工	490
第12節	道路付属施設工	490
第13節	軽量盛土工	491
第14節	擁壁工	491
第15節	石・ブロック積（張）工	492
第16節	カルバート工	492
第17節	法面工	493
第18節	落石雪害防止工	493
第19節	橋梁床版工	494
第20節	鋼桁工	495
第21節	橋梁支承工	495
第22節	橋梁付属物工	496
第23節	横断歩道橋工	497
第24節	橋脚巻立て工	497
第25節	現場塗装工	501
第26節	トンネル工	502
第11編 下水道編		503
第1章	管路	503
第1節	適用	503
第2節	適用すべき諸基準	503
第3節	管きょ工（開削）	503
第4節	管きょ工（小口径推進）	512
第5節	管きょ工（推進）	517
第6節	管きょ工（シールド）	521
第7節	管きょ更生工	528
第8節	マンホール工	531
第9節	特殊マンホール工	533
第10節	取付管およびます工	535
第11節	地盤改良工	536
第12節	付帯工	537
第13節	立坑工	538

第2章 処理場・ポンプ場	541
第1節 適用	541
第2節 適用すべき諸基準	541
第3節 敷地造成土工	541
第4節 法面工	542
第5節 地盤改良工	542
第6節 本体作業土工	542
第7節 本体仮設工	543
第8節 本体築造工	544
第9節 場内管路工	554
第10節 吐口工	555
第11節 場内・進入道路工	557
第12節 擁壁工	559
第13節 場内植栽工	560
第14節 修景池・水路工	561
第15節 場内付帯工	562
第16節 構造物撤去工	563
第17節 コンクリート構造物補修工	563
第12編 公園緑地編	565
第1章 基盤整備	565
第1節 摘要	565
第2節 適用すべき諸基準	565
第3節 敷地造成工	566
第4節 公園土工	567
第5節 植栽基盤工	568
第6節 法面工	571
第7節 軽量盛土工	573
第8節 擁壁工	573
第9節 公園カルバート工	578
第10節 公園施設等撤去・移設工	579
第2章 植栽	581
第1節 摘要	581
第2節 適用すべき諸基準	581
第3節 植栽工	581

第4節 移植工	591
第5節 樹木整姿工	594
第6節 公園施設等撤去・移設工	597
第3章 施設整備	598
第1節 摘要	598
第2節 適用すべき諸基準	598
第3節 給水設備工	599
第4節 雨水排水設備工	606
第5節 汚水排水設備工	610
第6節 電気設備工	613
第7節 園路広場整備工	614
第8節 修景施設整備工	621
第9節 遊戯施設整備工	623
第10節 サービス施設整備工	626
第11節 管理施設整備工	627
第12節 建築施設組立設置工	629
第13節 施設仕上げ工	633
第14節 公園施設等撤去・移設工	638
第4章 グラウンド・コート整備	639
第1節 摘要	639
第2節 適用すべき諸基準	639
第3節 グラウンド・コート舗装工	640
第4節 スタンド整備工	649
第5節 グラウンド・コート施設整備工	652
第6節 公園施設等撤去・移設工	656
第5章 自然育成	657
第1節 摘要	657
第2節 適用すべき諸基準類	657
第3節 自然育成施設工	657
第4節 自然育成植栽工	660
第5節 公園施設等撤去・移設工	661